

1114

一九七一年九月二三日  
にモントリオールで作成された  
民間航空の安全に対する不  
法な行為の防止に関する条  
約を補足する国際民間航空  
法に使用される空港におけ  
る不法な暴力行為の防止に  
関する議定書(空港不法行為  
防止議定書)(抄)

署名 一九八八年二月二四日(モントリオール)  
効力発生 一九八八年八月六日  
日本国 一九八八年三月三日(国会承認)  
一九八八年四月二四日加入書寄託、公布  
(条約第四号)、一九八八年五月二四日効  
力発生

前文(略)

第一条(条約との関係)この議定書は、一九七一年九月  
二三日にモントリオールで作成された民間航空の安  
全に対する不法な行為の防止に関する条約(以下「条  
約」という。)を補足する。この議定書の締約国の間  
においては、条約及びこの議定書を単一の文書とし  
て一括して読みかつ解釈するものとする。

第二条(犯罪行為) 1 条約第一条1の次に1の二とし  
て次のように加える。

1の二 何らかの装置、物質又は武器を使用して不法  
かつ故意に行う次の行為(国際民間航空法に使用され  
る空港における安全な損ない又は損なうおそれがあ  
るものに限る。)は、犯罪とする。

(a) 国際民間航空法に使用される空港における人に對

する暴力行為(重大な傷害又は死亡を引き起こし  
又は引き起こすおそれがあるものに限る。)

(b) 国際民間航空法に使用される空港に係る施設若し  
しくはそのような空港にある業務中でない航空機を  
破壊し若しくは著しく損傷し又はそのような空港  
に係る業務を混乱させる行為

2 条約第一条2の(a)及び(b)中「1」の下に「又は1の  
二」を加える。

第三条(裁判権の設定)条約第五条2の次に2の二とし  
て次のように加える。

2の二 容疑者が領域内に所在する締約国は、1(a)の  
場合に該当する締約国に対し第八条の規定に従って  
その容疑者を引き渡さない場合に第一条1の二に定  
める犯罪行為及びこれらの犯罪行為に係る同条2に  
定める犯罪行為につき自国の裁判権を設定するため、  
必要な措置をとる。

第四条(署名)

第五条(批准・寄託)

第六条(効力発生)

第七条(加入)

第八条(廃棄)

第九条(通報)

(略)